

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 個人県民税関係

個人の県民税について、定額による特別税額控除を次により実施することとした。

- (1) 令和六年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が一、八〇五万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の個人住民税所得割の額から一万円（控除対象配偶者又は扶養親族（施行地に住所を有しない者を除く。以下「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき、一万円を加算した金額）を控除することとした。
 - (2) 令和七年度分の個人の県民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の個人住民税所得割の額から一万円を控除することとした。
- #### 2 不動産取得税関係
- (1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長することとした。
 - (2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長することとした。
 - (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三十一日まで延長する。
 - (4) 住宅及び土地の取得に係る標準税率を三パーセントとする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。
 - (5) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

3 狩猟税関係

狩猟者登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を令和十一年三月三十一日まで延長することとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正

一定の家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率を〇・三パーセントとする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

第三 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正

一定の家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率を〇・三パーセントとする特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長することとした。

第四 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 自動車税の種別割の徴収の方法

合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の徴収について、普通徴収又は証紙徴収の方法によることとするものとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除

特別償却設備の取得等をした者について課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除の適用期限を、令和九年三月三十一日まで三年延長することとした。

2 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。

◇地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

1 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除及び不均一課税

特別償却設備を新設し、又は増設した者について課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率の特例措置の適用期限を、令和八年三月三十一日まで二年延長することとした。

2 不動産取得税の税率の特例

一定の家屋の敷地である土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率を〇・三パーセントとする特例措置の適用期限を、令和九年三月三十一日まで三年延長することとした。

3 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。